

手続きシナリオ

(検察官、弁護人はすでに入廷している)

(被告人、刑務官に連れられて入廷、腰繩を外す)

(裁判官) 入廷

廷吏 起立！

(裁判官全員・正面を向いてお辞儀、その他傍聴人を含めて事件関係者全員・裁判官の方を向いてお辞儀、その後全員着席。刑務官は被告人の手錠を外す)

【事件の読み上げ】

廷吏 平成27年刑(わ)第9696号窃盗被告事件

裁判長 それでは開廷いたします。被告人は前へ来てください。

【人定質問】

裁判長 名前はなんと言いますか。

被告人 本元(もともと)冬樹といいます。

裁判長 生年月日はいつですか。

被告人 昭和36年4月2日です。

裁判長 本籍はどこですか。

被告人 埼玉県川越市石原町1丁目50番地5です。

裁判長 住所はどこですか。

被告人 埼玉県川越市野田1357番地9です。

裁判長 職業は。

被告人 地方公務員です。

裁判長 これからあなたに対する窃盗被告事件についての審理をおこないます。では、

検察官、起訴状の朗読をどうぞ。

【起訴状の朗読】

(検察官は、起訴状の公訴事実と罪名及び罰条を朗読する)

【黙秘権の告知】

裁判長 審理を始める前に注意しておきますが、あなたには黙秘権があります。つまりこの裁判を通じて終始黙っていることもできるし、個々の質問についても答えたくない質問には答えないこともできます。但し、あなたがこの法廷で話すことは、あなたに有利か不利かを問わず証拠になります。このことはわかりましたね。

＜池袋デパート窃盗事件 2015年7月改訂＞

被告人 はい、わかりました。

【罪状認否】

裁判長 では、その上で尋ねますが、今検察官が読んだ公訴事実に間違いはありますか。

被告人 全く違います。私は女性のショルダーバッグから1万円札を盗ったなどということはありません。私が持っていた1万円札を、女性が自分のものと勘違いして私を犯人に仕立て上げたとしか言いようがありません。

裁判長 弁護人のご意見はいかがですか。

弁護人 被告人と同様であり、被告人が女性からお金を取り盗った事実はなく、無罪であります

【冒頭陳述・甲号証の証拠調請求】

裁判長 それでは審理に入ります。検察官は冒頭陳述をどうぞ。被告人は席にもどってください。

(被告人は、自分の席に戻って座る)

検察官 検察官が証拠により証明しようとする事実は次のとおりであります。

(検察官が、冒頭陳述要旨「第1」以下を朗読する)

検察官 以上の事実を証するため、証拠等関係カード記載の各証拠の取調べを請求いたします。

裁判長 弁護人のご意見はどうですか

弁護人 甲3号証の被害者の供述調書はすべて不同意ですが、その他は同意いたします。

裁判長 それでは、同意のあった書証はすべて採用して取り調べます。弁護人、要旨の告知でよろしいですね。

弁護人 はい。結構です。

裁判長 それでは、検察官、要旨の告知をしてください。

検察官 甲1号証は、現行犯逮捕手続書です。被害者中河原裕子は、買い物中、右肩から提げていたショルダーバッグが引っ張られるような感じがしたので右後ろを見ると、知らない男すなわち被告人が立っており、ショルダーバッグ内の財布にあった1万円札を被告人が所持しているのを目撃したことから、被告人を現行犯人と認めて、被告人からそのお金を取り返し、被告人が「警察でもどこでも行ってやる」と言うので、被告人と交番まで同行したと記載されています。